

- ・「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年度改定版）別紙」において、平成29年度中に公共施設等運営権（コンセッション）方式の改善等を図ることとされているところ。
- ・これを踏まえ、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」について、管理者等による実施方針の策定から民間事業者選定、実際の事業実施までの各段階において所要の改正をするもの。

1 管理者等による 実施方針策定に 関する改正事項

- 地方公共団体による運営権者への出資を必要性がある場合を除き禁止、出資を行う場合でも出資額に対し過大な株主権限の要求を禁止
- 競争制限的な企業（＝業種内で独占・寡占状態の企業）のSPCの構成企業への参加条件を案件毎に検討する旨規定
- 実施方針、募集要項、財務諸表等の資料の英語版について、外国企業の応募が想定される場合には管理者等で作成することを規定

2 民間事業者選定 手続時に関する 改正事項

- 管理者側で想定する運営権対価やVFM（Value For Money）の算定方法を明示
- 運営権対価算定根拠やデューディリジェンス結果等、管理者側の各種情報の積極的な開示を規定
- 競争的対話で十分に情報交換できるよう回数・期間等柔軟に設ける旨規定
- 事業者選定時の審査委員会の議事録について、民間事業者のノウハウ等の保護に留意しつつ、原則公開とし、議論を透明化

3 運営事業期間中 及び終了時に 関する改正事項

- 投資事業有限責任組合（LPS）による運営権者の議決権株式取得のルールを明確化
- 運営権対価の支払いにつき一括払いの検討を規定
- 瑕疵担保や運営権の取消し、株式譲渡などの際の管理者・運営権者間のリスク分担のあり方や手続きの例を提示
- 管理者・運営権者・第三者それぞれによる複層的なモニタリングの実施とその結果の公表を規定